

蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本消防協会が実施する防火防災訓練災害補償等共済制度（以下「共済制度」という。）により、市又は市内の民間防災組織が行う防火防災訓練（以下「訓練」という。）に参加した者が、当該訓練に起因する事故により死亡、負傷等の災害を受けた場合において、市が当該被害者に対して行う損害賠償及び災害補償（以下「補償等」という。）について、共済制度の契約約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補償等対象訓練)

第2条 補償等の対象とする訓練は、共済制度の契約約款に基づくものとし、訓練の実施者又は参加責任者は、訓練の実施内容を防火防災訓練実施届（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

(補償等の内容等)

第3条 補償等の内容、方法、適用範囲等については、共済制度の契約約款の規定を準用する。

(事故の報告)

第4条 訓練に起因して発生した事故は、実施者又は参加責任者が、防火防災訓練事故発生状況報告書（第2号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

(補償金受け取り順位)

第5条 死亡した者の遺族で共済制度による補償金を受け取る者の順位は、法律で定める相続人の順位とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱の規定は、前項に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う訓練から適用し、施行日より前に行った訓練については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。